

## 「PFI 事業実施プロセスに関する ガイドライン」改正案

注：下線部を追加する改正案で削除部分はありません。

関連部分のみ抜粋してあります。

## 1. 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、国がP F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業の実施に関する一連の手続について、その流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示すものである。国がP F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 25 年 9 月 20 日閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿ってP F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施するP F I 事業においても参考となり得るものである。

本ガイドラインは、各省庁が、P F I 事業の円滑な実施のため、法及び基本方針にのっとり、状況に応じて工夫を行い、本ガイドラインに示したものの以外の方法等によってP F I 事業を実施することを妨げるものではない。

また、公共施設等運営事業を始めとする利用料金の収受を伴うP F I 事業はこれから本格的に実施されるものであり、今後の事業の実施状況や同事業に係る調査・検討の進展等を踏まえ、必要に応じ本ガイドラインを変更し、又は新たなガイドラインを示すこととする。なお、公共施設等運営事業の実施プロセスについては、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を踏まえて実施するものとする。

なお、本文中の用語については、特に断りのない限り、法及び基本方針における定義に従うものとする。

## 2. サービス購入型P F I 事業における手続簡易化

サービス購入型P F I 事業については実績が蓄積されてきたことも踏まえ、過去のP F I 事業に同種事業の実績が数多く存在するものについては、過去の例を参考にすること等により、本ガイドラインに規定された事業実施手続を簡易化することが可能と考えられる。地方公共団体に向けた手続簡易化方策についての詳細は「地方公共団体向けサービス購入型P F I 事業実施手続簡易化マニュアル」に示す通りとする。

## ステップ 1. 事業の提案

### 1-1 PFI 事業の検討

(1) PFI は、公共施設等の整備等に関する事業を行う場合の実施方法の一つである。したがって、PFI 事業の検討を行う場合、まず実施すべき公共施設等の整備等に関する事業が想定されていることが前提であり、その上で、PFI の可能性を検討することとなる。

(2) PFI 事業として実施するかどうかの評価を行う場合、民間の持つ資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されることが可能な事業であって、民間事業者に行わせることが適切なものについてはできる限りその実施を民間事業者に委ねることとなっている。したがって、このような事業については、PFI 事業として実施することを積極的に検討していくことが必要である。

法 2②

法 3①

(3) 公共施設等の整備等に関する事業を行う場合には、事業実施の前段階において基本構想、基本計画等の検討が行われることが通例であるが、この事業実施の前段階から、PFI を含む複数の事業手法の検討を併せて行うことが望ましい。これにより、公共施設等の整備等の実施に関する事業手法の決定を早い段階で行うことが可能となり、PFI 事業として公共施設等の整備等を実施することを選択した場合においても、公共部門が自ら実施する場合と同時期、または、より早い供用開始スケジュールで事業を進めることが可能になると考えられる。

(4) また、PFI 事業の円滑な実施を促進していく観点から、公共施設等の整備等に関し、本来公共施設等の管理者等（以下、「管理者等」という。）が行うべき事業のうち、事業の分野、形態、規模等にかんがみ PFI 事業としての適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし、早期に着手すべきものと判断される事業から、実施方針を策定する等の手続に着手することとしている。

基-2 (1)

(5) PFI 事業は、単なる施設の調達ではなく、民間事業者からサービスを調達するものであるという認識のもとに、PFI 事業によって調達しようとする公共サービス及び PFI 事業の範囲を明確にすることが重要である。

また、民間収益施設を併設する PFI 事業の場合には、民間収益施設の経営リスクにより PFI 事業の実施に支障を生じるおそれがあるため、PFI 事業から民間収益施設の経営リスクを可能な限り分離する必要があるが、完全に分離できな

い場合においても民間収益施設の経営リスクが最小限となるよう事業契約等（法第5条第2項第5号に規定する事業契約又は法第22条第1項に規定する実施契約をいう。以下同じ。）において適切に措置することに留意する必要がある。

(6) P F I 事業に関し、補助金の交付の手續等が必要な場合は、契約に至るまでのスケジュールの設定やP F I 事業の実施スケジュールの設定において配慮する必要がある。

(7) P F I 事業の検討に当たっては、金融、法務、技術等の専門知識やノウハウを必要とすることから、管理者等が専門性のある外部のコンサルタント又はアドバイザー（以下「コンサルタント等」という）を活用することも有効である。この際、管理者等が活用するコンサルタント等の関係企業等が当該事業に応募又は参画する場合には、特に秘密保持及び公正さに対する信頼性の確保に留意する必要がある。この場合、コンサルタント等との契約等において、管理者等が活用するコンサルタント等と関係企業等との間で当該P F I 事業に関する一切の情報提供や情報交換等が行われないう担保する等の措置を採ることが考えられる。

また、管理者等が活用するコンサルタント等が、当該事業に応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等となることは、利益相反等の観点から適切ではない。

(8) P F I 事業の検討においては、後述するように、法第6条に基づく民間事業者からの実施方針策定の提案がある場合を想定している。このような提案があった事業についても、積極的にこれを取り上げて、提案内容の公共性、ニーズ、優先順位等を評価し、P F I 事業として実施に移すことが適当かどうかについて検討することが必要である。

基-2(1)

基-4

## ステップ2. 実施方針の策定及び公表

### 2-3 実施方針策定に当たっての留意事項

実施方針の策定に当たっては、下記に留意する。

(1) 実施方針の策定に当たっては、選定事業における管理者等の関与、リスク及びその分担等についての考え方をできる限り具体的に明らかにするとともに、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、次の事項等に

法5①、②

基三2

基-2(3)

ついて、なるべく具体的に記載する。

ア 特定事業の事業内容

イ 民間事業者の選定方法

ウ 事業スキームを民間事業者の提案に委ねる場合にはその旨

エ 株式譲渡に関する方針がすでに定まっている場合は、当該方針

オ 選定事業の実施に当たって必要な許認可等

カ 選定事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲

キ 適用可能な選定事業者への補助金、融資等

なお、この際、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い順次詳細化して補完してもよい。

- (2) 実施方針の策定や特定事業の選定に当たって、所要の情報を得るため市場調査を実施することが考えられる。この場合、調査内容・方法によっては、当該 P F I 事業に関する情報が特定の民間事業者のみに流出する危惧があるため、市場調査の実施に当たっては配慮が必要である。なお、民間事業者等の意見等を効率的に反映するためには、実施方針の策定の前に市場調査を行うことが望ましい。

- (3) 実施方針の公表後、民間事業者等からの意見を受け付け、必要に応じ特定事業の選定・民間事業者の募集に反映することが適当である。このため、これらに配慮したスケジュールの設定が必要である。

また、実施方針の公表後の市場調査、民間事業者等からの提案や意見を踏まえ、特定事業の選定までに当該実施方針の内容（事業内容、リスク分担のあり方等）を見直し、実施方針の変更を行うことも考えられる。

- (4) 一般的に、実施方針の公表後、民間事業者等からの意見を受け付けるほか、質問を受け付けて回答を作成し、公表することは、民間事業者等との意思の疎通を図る上で有効である。

一方、実施方針公表前の市場調査や過去の P F I 事業における同種事業の前例を踏まえて実施方針を策定することにより、民間事業者が必要とする情報を効率的に提供することが可能になる。このような場合には、手続き期間の短縮及び事務負担の削減を図る観点から、質問回答を省略し意見の受け付けのみとすることで差し支えないと考えられる。

- (5) 上記(1)の順次詳細化して補完した実施方針及び上記(3)の変更された実施方針については、遅滞なく公表しなければならない。

- (6) 実施方針の公表時に民間提案に基づくものであることを併せて公表することにより、当該民間提案を行った者の存在が明らかとなり、結果として当該者に対するインセンティブになる可能性があると考えられる。

## ステップ3. 特定事業の評価・選定、公表

### 3-1 特定事業の評価・選定

実施方針を策定、公表した後、法第7条に基づく特定事業の選定を行うかどうかの評価が必要となる。この評価の結果、実施可能性等を勘案した上で、PFI事業として実施することが適切であると認める事業については、特定事業の選定を行うこととする。

法7  
基-3

この評価の考え方は下記のとおりである。(詳細については、「VFMに関するガイドライン」に示す。)

#### (1) 選定基準の基本的考え方

基-3(1)

特定事業の選定を行うかどうかの評価においては、PFI事業として実施することにより、公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に実施できることが選定の基準となっている。

具体的には、民間事業者に委ねることにより、

ア 公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できること。

又は、

イ 公的財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できること。

等が選定の基準である。

#### (2) 公的財政負担の見込額の算定

基-3(2)

公的財政負担の見込額の算定については、次の事項を踏まえて将来の費用と見込まれる公的財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価する。

① 財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な調整を行うこと。

② 民間事業者に移転されるリスクをできる限り合理的な方法で勘案すること。

## (3) 公共サービスの水準の評価

公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望まれる。ただし、定量化が困難なものを評価する場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

## (4) VFM算定の考え方

VFMの算定はPSCとPFI事業のLCCの比較により行われるが、通常のPFI手続きにおいては、PSC、PFI事業のLCCに関しては、対象事業の設計、建設等の各段階における経費を積み上げ、現在価値化することで算出されている。

一方、施設整備業務の比重の大きい事業や維持管理・運営業務の内容が定型的な事業については、過去のPFI事業におけるVFMの実績等を用いることにより、客観的な評価が可能と考えられることから、VFMの算定自体に多大な労力をかけ過ぎることのないよう留意する。

## (5) 複数の事業手法の検討結果の活用

特定事業の選定を行うかどうかの評価については、基本構想、基本計画等の検討の際にPFIを含む複数の事業手法の検討を併せて行っている場合、当該検討結果を用いて評価することが可能であると考えられる。(1-1(3)参照)

## 3-2 選定結果等の公表

## (1) 選定結果等の公表

- ① 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を、評価の内容とあわせ、速やかに公表する。この際、上記3-1(2)の公的財政負担の見込額については、原則として公表することとするが、当該見込額を公表することにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合等においては、上記3-1(1)アの公的財政負担の縮減の額又は割合の見込みのみを示すこととしても差し支えない。
- ② 公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合は、その評価の方法と結果を含めて公表する。
- ③ 公表に当たっては、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、公表する。
- ④ 事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも、同様に公表する。
- ⑤ 公表の時期については、手続き期間の短縮及び事務負担の削減を図る観点か

法11

基-3(5)

基-3(5)

基-3(5)

基-3(5)

ら、民間事業者の募集開始時と同時とすることが有効な方策であると考えられる。

## (2) 詳細資料の公表

上記(1)で公表した資料のほか、選定又は不選定に係る評価の結果に関する詳細な資料については、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等の実施への影響に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表する。

基-3(6)

## ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表

### 4-1 民間事業者の募集、評価・選定

(審査方法)

(12) 民間事業者の選定に当たって、客観的判断能力のある外部のコンサルタント等の活用を図ることも有効である。また、事業提案の内容審査において有識者等からなる審査委員会を設けて意見を聴くことも一つの方法である。

① 外部のコンサルタント等の活用を図ることが有効な場合としては、例えば管理者等が、事業提案につき要求水準を満たすか否かの審査を行う際に活用すること等が考えられるが、この場合、上記1-1(6)に留意する。

② また、審査委員会を設ける場合、次の点について留意する。

ア 審査委員会委員を事前に公表すること。

イ 審査委員会の位置付け及び審査委員会で審査する事項を明確にし、事前に公表すること。

ウ 設計等の技術的評価の定量化を図り、各項目について複数の委員による評価を行う等、評価の客観性を確保するような措置を講じること。

エ 審査委員会で審査する事項のうち専門性の高いものについては、当該事項の専門性を踏まえた審査委員を選定し、専門分野ごとに審査を行う等、事業の規模等に応じ、当該事項の専門性にふさわしい審査のプロセスを確保すること。

オ 審査委員会での審査に当たっては、十分な時間的余裕を持って審査できるよう配慮すること。また、審査委員会の審査の効率性及び実効性を確保するため、必要に応じ提案の内容の要約版を応募者に提示させる等の工夫を行うこと。なお、要約版を応募者に提示させる場合は、その負担に配慮するとともに、その位置付けを明確にすること。

カ 一般的に、上記に示した民間事業者の選定に係る審査に先立ち、実施方針



や特定事業の選定等についても審査委員会に付議することは、審査委員による当該事業への理解を深め、民間事業者の選定に関する審査を適切に行うために有効であると考えられる。

一方、手続き期間の短縮及び事務負担の削減を図る観点から、審査委員会における審議事項を民間事業者の選定に関することに絞り込み、開催回数を最小限に留めることも、有効な方策であると考えられる。

なお、いずれの場合においても、民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は管理者等にあることに留意する。

#### 附 則

本ガイドラインは、平成 26 年 月 日から施行する。